

上郷・森の家改修運営事業

募集要項

平成 29 年 7 月 26 日

横浜市



## 目次

第1 募集要項の位置づけ	1
第2 コンセプト	1
第3 事業内容	2
1 事業内容	2
(1) 事業名	2
(2) 事業に供される施設の種類	2
(3) 事業の目的	2
(4) 事業内容	2
(5) 事業スケジュール	4
2 上限価格	4
3 適用法令及び適用手続き	5
第4 公募に関する条件等	5
1 応募者の備えるべき参加要件	5
(1) 応募者の構成等	5
(2) 応募者の参加資格要件	6
(3) 参加資格確認基準日等	10
2 留意事項	11
(1) 募集要項等の承諾	11
(2) 費用負担	11
(3) 契約保証金等	11
(4) 提出書類の取扱い	12
(5) 使用言語、単位及び時刻	12
第5 手続き等に関する事項	12
1 事業者の募集及び選定	12
2 公募スケジュール	12
3 公募手続き	13
(1) 募集要項等の公表	13
(2) 現地見学会	14
(3) 募集要項等に関する質問の受付・回答	14
(4) 参加資格確認	15
(5) 提案書の提出	16
(6) 特定事業の選定の取消し	18
(7) 応募者プレゼンテーションの実施	18

<b>第6 事業者の決定</b> .....	18
1 最優秀提案者の選定.....	18
2 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査.....	18
3 審査方法.....	19
4 審査基準.....	19
5 優先交渉権者の決定.....	19
6 審査委員会事務局.....	19
<b>第7 契約手続き等</b> .....	19
1 PFI 事業者との契約.....	19
(1) 基本協定の締結.....	19
(2) 事業契約の締結.....	19
(3) 参加資格を欠くに至った場合の取扱い.....	19
2 指定管理者の指定.....	20
3 PFI 事業者の権利義務等に関する制限.....	20
(1) 事業契約上の地位の譲渡等.....	20
(2) 株式の譲渡・担保提供等.....	20
(3) 債権の譲渡.....	20
(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供.....	21
(5) 土地及び建物の使用等.....	21
(6) 財務書類の提出.....	21
(7) 保険の付保.....	21
(8) ロゴの使用.....	21
4 市と PFI 事業者との責任分担.....	21
(1) 基本的な考え方.....	21
(2) 予想されるリスクに対する責任分担.....	22
(3) 金融機関等との直接協定の締結.....	22
<b>第8 サービス対価の支払い条件</b> .....	22
1 サービス対価の支払.....	22
2 サービス対価の改定等.....	22
<b>第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	22
1 法制度上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
3 その他の支援に関する事項.....	23

## 用語の定義

この募集要項（以下、「本要項」という。）において、次に掲げる用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、それぞれの定めるところによる。

本事業	上郷・森の家改修運営事業
本施設	上郷・森の家（本館、別館を含む）
PFI	Private Finance Initiative の略
応募者	単独の企業（応募企業）又は複数の企業で構成されるグループ（応募グループ）
応募企業	本事業に応募する単独の企業
応募グループ	本事業に応募する複数の企業で構成されるグループ
共同事業体	複数の企業が特定の事業を営むことを目的として結成した集団
SPC	Special Purpose Company の略。本事業の実施のみを目的とした応募者により設立された特別目的会社
PFI 事業者	横浜市と事業契約を締結する応募企業、共同事業体又は SPC
構成企業	応募者が応募グループであり、かつ、事業者選定後に SPC を設立しない場合、共同事業体を構成する企業をいう。 応募者が応募グループであり、かつ、事業者選定後に SPC を設立する場合、SPC に出資を予定する企業をいう。 なお、応募者が応募企業の場合、構成企業は存在しない。
代表企業	応募グループの構成企業の代表
協力企業	PFI 事業者が応募企業の場合、PFI 事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定する者をいう。 PFI 事業者が共同事業体の場合、構成企業以外の者であって、PFI 事業者又は構成企業から業務を受託し又は請け負うことを予定する者をいう。 PFI 事業者が SPC の場合、構成企業以外の者であって、PFI 事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定する者をいう。

## 第1 募集要項の位置づけ

本要項は、横浜市（以下、「市」という。）が、上郷・森の家改修運営事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施するに当たり、本事業及び本事業の応募にかかる条件を提示するものである。応募者は、本要項の内容・本事業の目的を踏まえたうえで、応募に必要な書類を提出すること。

なお、附属資料の1「要求水準書」、2「モニタリング基本計画」、3「審査基準」、4「様式集」、5「基本協定書（案）」、6「事業契約書（案）」は、本説明書と一体のもの（以下、「募集要項等」という。）である。

募集要項等と募集要項に先行して市が公表した書類に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項に先行して市が公表した書類によるものとする。

## 第2 コンセプト

港と丘、文化と自然、歴史あるものと新しきものを抱く横浜の姿と、ここに住む市民をイメージし、本施設を自然に親しみ、遊び、体験し、アクティブに活動する場として、利用者が豊かな時間を過ごし、楽しい思い出を作っていただけるような空間としていきたい。

そうした空間を創出するためには、きめ細やかなサービスや、ゆったりとくつろげる環境、工夫を凝らした食事、思い出に残る体験の提供など、ソフト及びハードの双方を連動させた運営の改善及び施設改修を図る必要がある。

そこで、本事業は、市の施策の反映、横浜の持つ資源だけではなく、民間の創意工夫や経営ノウハウを活用し、公民連携で事業を行っていく。事業者には、利用シーンを想定し、テーマ性を持って、ソフト及びハードの両面からのトータルな提案を募りたい。また、周辺の地域資源との連携や市の施策を十分に活用したプランの提案や企画をすることにより、地域全体の魅力を高め、集客力向上に寄与することも期待している。

### 第3 事業内容

#### 1 事業内容

##### (1) 事業名

上郷・森の家改修運営事業

##### (2) 事業に供される施設の種類の種類

宿泊施設等（PFI 法第二条第 1 項第三号に示す公益的施設）

##### (3) 事業の目的

上郷・森の家（以下「本施設」という。）は、宿泊等の機会を通じて、市民に横浜の貴重な自然に触れることのできる環境の中で、様々な体験、相互交流及び学びの場を提供することにより、ふるさと意識及び連帯感の醸成を図ることを目的に、平成 4 年 7 月に開設した宿泊施設である。

本施設の宿泊利用者数は、開設以降、年間 3 万から 3 万 5 千人前後で推移しており、小学生の体験学習での利用が年々増加している一方で、一般利用者の宿泊数が減少傾向にある。

施設開設から 25 年が経過し、施設面では水回りや内装等の老朽化が進んでおり、運営面では、接客や食事等のサービスがお客様のニーズに合わなくなっている。また、利用料金収入に対して、光熱水費等の管理コストが増加しており、施設の収支についても課題を抱えている。

こうした現状を踏まえ、本事業では、小学校の体験学習等の利用を維持しながら、市民向け施設として、お客様満足度の向上を図り、施設の魅力を高め、快適にくつろげる空間の創出を目指していく。そのために、ハード及びソフトの双方を連動させた施設改修とサービスの向上を図るとともに、運営の効率化による経営改善も行うことを本事業の目的とする。

##### (4) 事業内容

###### ア 事業の対象

本事業の対象は、現施設の全ての諸室とする。宿泊、浴場、ミーティングルームなど小学校の体験学習施設としての利用を維持した上で、週末、冬期等の市民の一般利用の拡充を図る。

上記機能を維持したうえで、特に拡充を考える利用者層のイメージと、それに応じたサービス等の提案を求める。事業者の創意工夫やアイデアを活かし、施設の運営内容に応じて、その他の諸室については用途転換を行うなど、改修範囲及び内容については、要求水準書に定めのある事項を除いては、幅広く、事業者の提案に委ねるものとする。

###### イ 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び改修を行い、維持管理、運営業務を

行う RO (Rehabilitate Operate) 方式により実施する。

#### ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 47 年 3 月 31 日までとする。

#### エ 業務範囲

本事業の主な業務範囲は、以下のとおりである。

##### (7) 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント
- ・ 総務・経理
- ・ 事業評価

##### (4) 施設整備業務

- ・ 事前調査
- ・ 基本設計
- ・ 実施設計
- ・ 各種申請・許認可手続
- ・ 改修・更新工事
- ・ 工事監理
- ・ 什器備品調達

##### (5) 維持管理業務

- ・ 建物の保守管理
- ・ 設備の保守管理
- ・ 清掃
- ・ 警備
- ・ 植栽・外構
- ・ 消耗品・備品管理

##### (1) 運營業務

- ・ 利用者対応
- ・ 飲食等提供
- ・ 広報・営業等マーケティング関連業務
- ・ その他運営関連



## オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

### (ア) 市が支払うサービス購入料等

事業者が実施する本施設の施設整備業務にかかる対価及び維持管理及び運営業務にかかる一部の対価は、市がサービス購入料として、事業期間終了までの間、割賦にて事業者を支払う。

### (イ) 施設利用者の利用料金収入

利用者を受け入れる対価として発生する宿泊利用料、施設利用料等の利用料金等収入は、事業者の収入とする。

### (ロ) 飲食物販の事業収入

飲食や物販の事業収入は、事業者の収入とする。

### (ハ) その他

事業者が自らの提案により実施した事業収入については、事業者の収入とする。

## (5) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下のとおりである。

事業契約の締結	平成 30 年 6 月中に締結
閉館期間	工事期間及び開館準備期間
リニューアル・オープン	平成 31 年 9 月*1
事業期間	事業契約締結日～平成 47 年 3 月 31 日
事前調査・設計・工事・開館準備期間 (15 か月程度) *2	平成 30 年 6 月 ～ 平成 31 年 9 月
維持管理・運営期間 (15 年 7 か月)	平成 31 年 9 月 ～ 平成 47 年 3 月

\*1 市との協議とのうえ、事業者による前倒しのオープンを認めることがある。また、市は、事業者に前倒しオープンの検討を要請することがある。  
なお、いずれの場合もサービス購入料の支払いは市と協議するものとする。

\*2 事前調査・設計期間については、所要の協定を締結等のうえ、現施設運営者による施設運営を平成 30 年 12 月まで継続する予定である。工事着手時期等については、市と協議するものとする。

## 2 上限価格

1, 988, 811, 000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 3 適用法令及び適用手続き

本事業の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

適用法令及び適用基準は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

なお、本事業施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則及び要綱等については、附属資料1「要求水準書」の該当箇所を参照すること。

## 第4 公募に関する条件等

### 1 応募者の備えるべき参加要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

#### ア 応募者の定義

応募者は、単独の企業（応募企業）又は複数の企業で構成されるグループ（応募グループ）とする。

本事業では、建設業務（改修・更新工事）を行う者で、市内に本社機能を有する企業（市内企業）のみが、応募企業となることができる。応募グループの場合は、当該企業が構成員となっていることを要件とする。

#### イ 応募企業の場合の構成

選定された応募企業が PFI 事業者となる。PFI 事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定する者を協力企業とする。

#### ウ 応募グループの場合の構成

応募グループが事業者選定後に SPC を設立しない場合、共同事業体が PFI 事業者となる。共同事業体を構成する企業を構成企業という。構成企業以外の者であって、PFI 事業者又は構成企業から業務を受託し又は請け負うことを予定する者を協力企業という。

応募グループが事業者選定後に SPC を設立する場合、SPC が PFI 事業者となる。SPC に出資を予定する企業を構成企業という。構成企業以外の者であって、PFI 事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定する者を協力企業という。

応募者は、参加資格確認の申請時には、構成企業、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加資格確認の申請及び応募手続を行うこと。

## エ SPC の設立

選定された応募者が、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立し、市と事業契約締結をする者としても構わない。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たすこと。

- ・ SPC は横浜市内に設立すること。
- ・ 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行い、すべての構成企業が SPC の出資者となること。
- ・ 構成企業以外の者による SPC への出資は認めない。
- ・ 出資者である構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。

## オ 重複参加の禁止

応募企業、応募グループの構成企業及び応募者の協力企業、並びにその子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。

## カ 応募者の構成の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成の変更は、「(3)参加資格確認基準日等 イ参加資格の喪失」に記載する場合を除いて、原則的に認めない。ただし、提案書提出期限日までの期間において、市がやむを得ないと判断する事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と認めた場合には、代表企業以外の構成企業及び協力企業を、参加資格の確認を受けた上で、変更及び追加することができるものとする。

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。応募者の参加資格要件については、事業スキームの参考イメージ（別紙 1）も参照すること。

## ア 応募者及び協力企業の共通の参加資格要件

横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げるものでないこと及び同条第 2 項の規定に定めた資格を有する者であること。市の競争参加資格を有しない企業等が構成企業又は協力企業として参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請、又は「工事関係」「物品・委託等関係」「設計・測量等関係」の特定調達契約にかかる入札参加資格申請に基づき申請を行うこと。

#### イ 各業務に当たる者の参加資格要件

応募者のうち、応募企業、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業のいずれかが、以下の参加資格要件を満たすものとする。

なお、応募企業、応募グループの構成企業は、必ず以下の「(イ) 建設業務（改修・更新工事）を行う者の参加資格要件」を満たすこと。

##### (7) 設計業務を行う者の参加資格要件

設計業務を行う者は、次の資格を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成 29 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）において登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、参加資格を欠くものとする。
- c 平成元年 4 月 1 日から本事業の競争参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務で、宿泊施設を設計した実績を有する者であること。

##### (4) 建設業務（改修・更新工事）を行う者の参加資格要件

建設業務（改修・更新工事）を行う者は、次の資格を満たすこと。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- b 平成 29 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「建築」に登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者と認められる者であること。登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、参加資格を欠くものとする。
- c 平成 29 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「A ランク」の者であること。  
または「B ランク」の者であり、平成 19 年 4 月 1 日から本事業の参加資格確認申請書受付日までの間に終了した工事で延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築・改築・改修工事の施工の元請の実績を有するものであること。

d 市内に本社機能を有する企業を1社以上含むこと。

**(ウ) 維持管理業務を行う者の参加資格要件**

a 平成29年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者として認められるものであること。登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、参加資格を欠くものとする。

b 維持管理・保全業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。

**(イ) 運營業務を行う者の参加資格要件**

a 平成29年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目として委託関係の営業種目で登録を認められている者若しくは登録申請中である者又はその営業を継承した者として認められるものであること。登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、参加資格を欠くものとする。

b 運營業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。

**ウ 応募者の失格要件**

応募企業、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が、以下の欠格事由のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。

**(7) 欠格事由**

a 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。

b 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

c PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者。

d 「横浜市指名停止等措置要綱」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中の者。（ただし、軽微な事由による指名停止を除く。）

※「軽微な事由による指名停止」とは、横浜市指名停止等措置要綱運用基準26に掲げる

ものとする。

- e 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- f 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- g 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者。
- h 国税又は地方税を滞納している者。
- i 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者。
- j 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者。
- k 本事業に係るアドバイザリー業務の関係者、本事業に係るアドバイザリー業務の関係者に資本面で関与（関係者の発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていることをいう。）しており、かつ、人事面で関連している者（会社の代表者又は役員が、関係者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）。本事業に係るアドバイザリー業務関係者とは、株式会社日本経済研究所、株式会社サトウファシリティーズコンサルタント及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所である。
- l 本事業の審査委員、審査委員が所属する団体等と資本面若しくは人事面において関連のある者（資本面及び人事面に関する制限は、「4.応募者の備えるべき参加資格要件 (2) 応募者の参加資格要件 ウ応募者の失格要件 (7)欠格事由 k」を準用する。）又は本事業の審査委員及び審査委員が所属する団体等から、本事業に係る助言等を受けている者。

#### (4) 接触禁止

募集要項等の公表後、優先交渉権者の決定までの間に、本事業に関して、担当部局への

事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、法令の確認等）を除き、市の事前の承諾なく、市の担当部局、本件に係るアドバイザー及び本事業の審査委員と接触した者。

### (3) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日等については、以下のとおりとする。

#### ア 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、参加資格確認申請書締切日とする。

#### イ 参加資格の喪失

応募者が参加資格を喪失した場合については、以下のとおりとする。

### (7) 参加資格確認基準日の翌日から提案書提出までの間

参加資格確認基準日の翌日から提案書提出までの間、応募企業、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は本公募に参加できない。ただし、応募グループの代表企業以外の構成企業又は応募者の協力企業が参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、参加できるものとする。

- a 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- b 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が担当する業務に当たる者が複数であり、当該構成企業又は協力企業を除く、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が、全ての参加資格等を満たすことを、市がこれを認めたとき。

### (4) 提案書提出の翌日から優先交渉権者の決定までの間

提案書提出の翌日から優先交渉権者の決定日までの間、応募企業、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が参加資格を欠くに至った場合、市は、当該応募者を優先交渉権者の決定のための審査対象から除外する。ただし、応募グループの代表企業以外の構成企業又は応募者の協力企業が参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- a 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が参加資格

格の確認及び PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格を欠いた日とする）。

- b 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が担当する業務に当た者が複数であり、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業又は協力企業で、全ての参加資格等を満たすことを市が確認し、かつ PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないとし、市が判断したとき。

## 2 留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募者、参加資格確認申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

### (3) 契約保証金等

#### ア 契約保証金の納付

PFI 事業者は、事業契約締結と同時に、設計業務、建設業務及び工事監理業務にかかる費用の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、横浜市契約規則第 36 条第 3 項に規定する担保を提供することにより、契約保証金の支払いに代えることができる。

#### イ 契約保証金の納付免除

以下のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ・ PFI 事業者が市を被保険者とし、設計業務、建設業務及び工事監理業務にかかる費用の合計金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、当該履行保証保険契約にかかる保険証券を市に提出したとき。
- ・ PFI 事業者を被保険者とし、設計企業、建設企業及び工事監理企業をして、設計業務にかかる費用の 100 分の 10 以上に相当する金額、建設業務にかかる費用の 100 分の 10 以上に相当する金額及び工事監理業務にかかる費用の 100 分の 10 以上に相当する金額をそれぞれの保険金額とする履行保証保険契約を締結させ、当該保険金請求権に市の違約金請求権を被担保債権とする質権を設定したとき。



#### (4) 提出書類の取扱い

参加資格確認申請書、提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

##### ア 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

##### イ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

##### ウ 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、応募者から提出された提案書を、優先交渉権者の選定に関わる公表を行うために使用することができる。なお、提出された提案書は返却しない。

##### エ 知的財産権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

##### オ 市が提供する資料の取扱

市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

#### (5) 使用言語、単位及び時刻

公募手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

### 第 5 手続き等に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する事業者を広く募集する。事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

#### 2 公募スケジュール

事業者の選定等は、次の日程で行う予定である。

スケジュール	日程
募集要項の公表	平成 29 年 7 月 26 日(水)
現地見学会の開催	平成 29 年 8 月 7 日(月) ～9 日(水)
募集要項等に関する第 1 回質問の受付締切	平成 29 年 8 月 25 日(金)
募集要項等に関する第 1 回質問の回答	平成 29 年 9 月 15 日(金)
参加資格確認書類の受付締切	平成 29 年 9 月 22 日(金)
参加資格確認書類の通知	平成 29 年 9 月 29 日(金)
募集要項等に関する第 2 回質問の受付締切	平成 29 年 10 月 3 日(火)
募集要項等に関する第 2 回質問の回答	平成 29 年 10 月 20 日(金)
提案書提出期限	平成 29 年 12 月 1 日(金)
横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査	平成 30 年 1 月予定
優先交渉権者の決定・公表	平成 30 年 2 月予定
基本協定締結・事業契約の仮契約の締結	平成 30 年 3 月予定
事業契約の締結にかかる議決	平成 30 年 6 月予定
指定管理者の指定にかかる議決	平成 30 年 6 月予定

### 3 公募手続き

公募手続等は次のとおりである。

#### (1) 募集要項等の公表

募集要項等を、以下のとおり公表する。

公表日時	平成 29 年 7 月 26 日 (水) 午前 10 時から
公表方法	以下のホームページで公表する。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chiiki/morinoiepfi/20160930131740.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chiiki/morinoiepfi/20160930131740.html</a>

本施設の図面等、資料の提供を希望する者（本事業への応募を検討する者に限る。）は、以下の手続きにより申し込みを行うものとする。

申込期限	平成 29 年 8 月 10 日 (水) 午後 5 時まで
申込方法	上郷・森の家図面データ提供願（様式 A-1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

申込先	横浜市 市民局 地域施設課 電話：045（671）2327 E-mail：sh-morinoie@city.yokohama.jp
-----	---

## (2) 現地見学会

現地見学会を以下のとおり開催する。

申込期限	平成29年8月1日（火）正午まで
開催日時	平成29年8月7日（月）から9日（水）まで 詳細は申込者に対して個別に通知する。
申込方法	現地見学会申込書（様式A-2）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。参加人数は、1社5名までとする。
申込先	横浜市 市民局 地域施設課 電話：045（671）2327 E-mail：sh-morinoie@city.yokohama.jp

## (3) 募集要項等に関する質問の受付・回答

### ア 第1回質問の受付・回答

#### (7) 受付

募集要項等に対する質問・意見がある場合は、募集要項等に関する質問書（様式1-1から様式1-7）に所要の事項を記入し、平成29年7月26日（水）から同年8月25日（金）午後5時までの間に、問い合わせ先に電子メールにより送付すること。

なお、使用ソフトは、Excel 2010 とする。様式は、市ホームページに掲載されたものを、ダウンロードして使用すること。

送付先：横浜市市民局地域施設課

E-mail：[sh-morinoie@city.yokohama.jp](mailto:sh-morinoie@city.yokohama.jp)

#### (4) 回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定） 平成29年9月15日（金）

ホームページアドレス（URL）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chiiki/morinoiepfi/20160930131740.html>

## イ 第2回質問の受付・回答

### (7) 受付

募集要項等に対する質問・意見がある場合は、募集要項等に関する質問書（様式 1-1～様式 1-7）に所要の事項を記入し、平成 29 年 9 月 19 日（火）から同年 10 月 3 日（火）午後5時までの間に、問い合わせ先に電子メールにより送付すること。

なお、使用ソフトは、Excel 2010 とする。様式は、市ホームページに掲載されたものを、ダウンロードして使用すること。募集要項等に対する質問がある場合は、下記の要領にて行う。

送付先：横浜市市民局地域施設課

E-mail：[sh-morinoie@city.yokohama.jp](mailto:sh-morinoie@city.yokohama.jp)

### (4) 回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）平成 29 年 10 月 20 日（金）

ホームページアドレス（URL）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/chiiki/morinoiepfi/20160930131740.html>

## (4) 参加資格確認

### ア 参加資格確認申請書の提出

応募者は、「第3 公募に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、参加資格確認審査に関する提出書類（様式 2-1～様式 2-11）を用意し、市から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出期間	平成 29 年 9 月 19 日（火）から 平成 29 年 9 月 22 日（金）午後 5 時まで（必着）
申込先	横浜市 市民局 地域施設課 電話：045（671）2327 E-mail： <a href="mailto:sh-morinoie@city.yokohama.jp">sh-morinoie@city.yokohama.jp</a>
様式	様式2-1～様式2-11 記載要領については、附属資料「様式集」の該当箇所を参照すること。
提出要領	① 様式2-1から様式2-11 までを一括して左綴じし、1 部提出すること（番号の若い順に並べ、様式2-1 が表紙に来るようにすること）。 ② 「添付書類提出確認書（様式2-11）」及び添付書類（会社概要等）につ

	いては、企業ごとにA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「参加資格確認に関する添付書類」と書き、当該企業名を付すこと（各1部）。
提出方法	① 郵送により提出することとし、提出期間内に、送付先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送、又は送付先に持参すること。 ② 二重封筒とし、参加資格確認申請書の中封筒に入れ封印のうえ、当該中封筒の封皮には、代表企業の名称又は商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「●月●日提出、参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

#### イ 参加資格確認結果の通知

平成 29 年 9 月 29 日（金）付けで、参加資格確認結果を応募者に電子メールにて通知し、参加有資格者に対して、応募者記号を通知するとともに提案書の提出を要請する。

#### ウ 参加資格確認結果の理由説明の申立て

参加資格確認審査の結果については、「審査結果等に関する理由説明の要求書（様式 3-2）」を提出し、説明を求めることができる。

提出期間	平成 29 年 9 月 29 日（金）から 平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 5 時まで（必着）
送付先	横浜市 市民局 地域施設課 電話：045（671）2327 E-mail：sh-morinoie@city.yokohama.jp
様式	様式3-2 記載要領については、附属資料「様式集」の該当箇所を参照すること。
提出方法	郵送により提出することとし、提出期間内に、送付先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送、又は送付先に持参すること。

市は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、書面により、平成 29 年 10 月 13 日（金）までに回答する。

#### (5) 提案書の提出

参加有資格者は、提案書を提出すること。

提出期限	【郵送】平成 29 年 12 月 1 日（金）午後 5 時まで（必着） 【持参】平成 29 年 11 月 29 日（水）から 12 月 1 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで ※持参の場合は、事前に電話連絡のうえ、持参時間を調整してください。
提出先	横浜市 市民局 地域施設課 電話：045（671）2327

	E-mail : sh-morinoie@city.yokohama.jp
様式	<p>② 提案価格に関する提出書類【提出部数 1 部】：様式4-1～様式4-4</p> <p>② 業務提案書類【提出部数 正1 部 副20 部】：様式5-1～様式5-7</p> <p>③ 設計説明書類【提出部数 正1 部 副20 部】：様式6-1～様式6-4</p> <p>④ 提案価格の内訳に関する提出書類【提出部数 正1 部 副20 部】：様式7-1～様式7-7-2</p> <p>⑤ 定量化審査提案書類【提出部数 正1 部 副20 部】：様式8-1～様式8-8</p> <p>⑥ 設計建設図面集【提出部数 正1 部 副20 部】：様式9-1～様式9-2</p> <p>記載要領については、附属資料「様式集」の該当箇所を参照すること。</p>
提出要領	<p>① 提案に関する提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提案価格書（様式4-1）」及び「提案価格内訳書（様式4-2）」は封筒に入れて、封印のうえ提出すること。記載に当たっては、様式集の提案関係書類記載要領を参照すること。</li> <li>・「募集要項等に関する誓約書（様式4-3）」及び「提案書類の確認書（様式4-4）」を1 部提出すること。</li> <li>・封入した「提案価格書（様式4-1）」及び「提案価格内訳書（様式4-2）」と合わせ、「募集要項等に関する誓約書（様式4-3）」及び「提案書類の確認書（様式4-4）」を各1 部、封筒に入れて提出すること。なお、様式4-3 及び様式4-4 は封印しないこと。</li> </ul> <p>② 業務提案書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5-1 から様式5-7 までをA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「5 業務提案書類」及び「応募者記号〇〇」と書き、正1 部、副20 部を提出すること。</li> <li>・「要求水準書チェックリスト（様式5-7）」の作成において、提案書に要求水準書を満たしていることが明確に確認できる箇所がない場合、「備考」の列に「要求水準書のとおり」と記載すること。</li> </ul> <p>③ 設計説明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式6-1 から様式6-4 までをA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「6 設計説明書」及び「応募者記号〇〇」と書き、正1 部、副20 部を提出すること。</li> </ul> <p>④ 提案価格の内訳に関する提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式7-1 から様式7-7-2 までA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「7 提案価格の内訳に関する提出書類」及び「応募者記号〇〇」と書き、正1 部、副20 部を提出すること。</li> <li>・「損益計算書（様式7-6-1）」「長期収支計画表及びサービス購入料支払予定表（様式7-6-2）」の電子データは、できる限り計算式がわかるようにして提出すること。</li> </ul> <p>⑤ 定量化審査提案書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式8-1 から様式8-8 までをA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「8 定量化審査提案書類」及び「応募者記号〇〇」と書き、正1 部、副20 部を提出すること。</li> </ul> <p>⑥ 設計建設図面集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図面はJIS の建築製図通則に従って作成すること。</li> <li>・様式9-1から様式9-2 までの設計図A3 版及び外観透視図、内観透視図はA4 ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に「9 設計建設図面集」と「応募者記号〇〇」と書き、正1 部、副20 部を提出すること。</li> <li>・記載に当たっては、附属資料「様式集」の設計建設図面集に関する提出要領を参照すること。</li> </ul>

提出方法	<p>① 持参又は郵送により提出すること。</p> <p>② 「②業務提案書類」、「③設計説明書類」「④提案価格の内訳に関する提出書類」、「⑤定量化審査提案書類」及び「⑥設計建設図面集」については、提案書とともにDVD-R に各様式の電子データを保存して提出すること。電子データのファイル形式等は、全ての様式についてPDF形式とすること。なお、様式の指定があるものはMicrosoft 社製Word若しくはMicrosoft 社製Excel、図面についてはSXF 形式、DXF 形式はDWG 形式のファイルも、あわせて保存すること。提出はDVD-R 1枚とする（電子データのサイズがDVD-R 1枚当たりの容量を超える場合は、複数枚に保存し、DVD-R 毎に保存されている電子データがわかるように明示した上で提出すること）。</p> <p>③ 「①提案に関する提出書類」と「④提案価格の内訳に関する提出書類」は、それぞれ別の封筒に入れ、封筒の封皮にそれぞれ代表企業の名称又は商号及び「● 月●日提出、提案に関する書類在中」、「● 月●日提出、提案価格の内訳に関する提出書類」と朱書きして、提出期間内に、送付先に提出すること。また、郵送により提出する場合は、二重封筒とし、外封筒の封皮にも「● 月●日提出、提案書等在中」と朱書きすること。</p> <p>④ 「②業務提案書類」、「③設計説明書類」「⑤定量化審査提案書類」及び「⑥設計建設図面集」の正本及び副本は一括して提出すること。</p> <p>⑤ 郵送により提出する場合は、提出期限までに、送付先に必着するように必ず「書留郵便」にて郵送すること。</p>
------	---

## (6) 特定事業の選定の取消し

応募者がいない場合等においては、市は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は速やかに公表する。

## (7) 応募者プレゼンテーションの実施

市は、応募者に対し、提案書の内容に関する応募者プレゼンテーションを求める。実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、後日連絡する。

なお、応募者プレゼンテーションは、提案書に基づき実施することとし、模型等の持込みは禁止する。

## 第6 事業者の決定

### 1 最優秀提案者の選定

参加資格を満たし、提案書を提出した者が、最優秀提案者の選定の対象となる。

各応募者の提案書及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、性能点により最優秀提案者を選定する。

### 2 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査

最優秀提案者の選定にかかる審査は、学識経験者等で構成する横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が担当する。

審査委員会は、次の5名で構成される。

なお、本事業に応募しようとする者が、募集要項等公表後、優先交渉権者の決定日までの間、本事業について委員に対して直接、間接を問わず接触を試みた場合は、参加資格を失うことがある。

	氏名	所属・役職
委員長	宮本和明	東京都市大学都市生活学部教授
委員	勝又英明	東京都市大学工学部教授
委員	齋藤真哉	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
委員	原悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
委員	廻洋子	敬愛大学国際学部教授

(敬称略、委員長以下は五十音順)

### 3 審査方法

審査委員会は、附属資料3「審査基準」に従って、審査を行う。

### 4 審査基準

審査基準は、附属資料3「審査基準」を参照すること。

### 5 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

### 6 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、横浜市 政策局 共創推進課とする。

## 第7 契約手続き等

### 1 PFI事業者との契約

#### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後、速やかに、市を相手方として、附属資料5「基本協定(案)」を使用し、基本協定を締結しなければならない。

#### (2) 事業契約の締結

基本協定を締結した後、優先交渉権者は、事業予定者として、市と本事業に関する事業契約の仮契約を締結し、議会の議決を経て、本契約を締結する。

#### (3) 参加資格を欠くに至った場合の取扱い

優先交渉権者の決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、優先交渉権者である応



募企業、応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が参加資格を欠くに至った場合その他所定の条件に該当した場合は、市は優先交渉権者と PFI 事業に関する基本協定を締結せず、又は PFI 事業者と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、応募グループの代表企業以外の構成企業又は応募者の協力企業が参加資格を欠くに至った場合は、以下のときに限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- a 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が参加資格の確認及び PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき（補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格を欠いた日とする）。
- b 参加資格を欠いた応募グループの構成企業又は応募者の協力企業が担当する業務に当たる者が複数であり、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業又は協力企業で、全ての参加資格等を満たすことを市が確認し、かつ PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

## 2 指定管理者の指定

本施設は、地方自治法第 244 条第 1 項の公の施設として設置するものであり、議会にて事業契約に係る議決を受けた後、PFI 事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者として指定する予定である。PFI 事業者が共同事業体である場合、市は応募者の提案に応じ、共同事業体を構成する一つ又は複数の構成企業を指定管理者に指定するものとする。

## 3 PFI 事業者の権利義務等に関する制限

### (1) 事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の書面による承諾がある場合を除き、PFI 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### (2) 株式の譲渡・担保提供等

SPC を設立する場合、構成企業は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### (3) 債権の譲渡

PFI 事業者が、市に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務に係

る債権は、市の事前の書面による承諾がなければ第三者に譲渡することができない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

PFI 事業者が、市に対して有する本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

#### (5) 土地及び建物の使用等

PFI 事業者は、本施設の設計・建設期間中において、PFI 事業の用に供するために、市が所有する土地及び建物のうち、必要な範囲を無償で使用できるものとする。

#### (6) 財務書類の提出

PFI 事業者は、毎会計年度、当該会計年度の本事業に関する収支報告書（PFI 事業者が SPC の場合、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及びこれらの付属明細書。自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとし、監査報告書を添付する。以下本項において同じ））を作成し、年度報告書とともに毎会計年度経過 3 か月以内に市に提出する。また、市は、当該収支報告書又は財務書類を公開できるものとする。

PFI 事業者が応募企業又は共同事業者の場合、応募企業又は代表企業は、それぞれの財務書類を、年度報告書とともに毎会計年度経過 3 か月以内に市に提出する。

#### (7) 保険の付保

PFI 事業者は、事業契約において付保する保険を示すこと。

#### (8) ロゴの使用

ホームページ等で使用されている本施設のロゴは、商標登録されており、商標権者は市である。PFI 事業者は、当該商標を使用するか、自ら作成した新たなロゴを使用するか、いずれのロゴも使用しないか、任意に選択することができる。ただし、新たなロゴを使用することによって生じた責任は、PFI 事業者が負う。

### 4 市と PFI 事業者との責任分担

#### (1) 基本的な考え方

PFI 事業における責任分担の考え方は、リスクに対する責任を適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設整備業務、維持管理業務及び運営業務の責任は、原則として、PFI 事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負う

べき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

## (2) 予想されるリスクに対する責任分担

PFI 事業に関し予想されるリスクに対する市と PFI 事業者との責任分担は、事業契約によることとし、応募者は分担すべき責任を想定した上で提案を行うものとする。

責任分担の程度や具体的内容について事業契約に示されていない場合は、優先交渉権者と市の協議により定めるものとする。

## (3) 金融機関等との直接協定の締結

PFI 事業者がプロジェクトファイナンスを活用する場合、市は、PFI 事業の安定的な継続を図るため必要と認められるとき、PFI 事業者に対し資金提供を行う金融機関等との間で協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結する場合がある。

### ア 財務状況の報告

金融機関等が自身の保有する PFI 事業者に対する債権回収・保全の状態及び PFI 事業者の財務状況に関する情報を、市に報告する義務

### イ 債務不履行の場合の通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に、市が金融機関等に通知する義務

### ウ 事業契約の解除・終了

事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、市と金融機関等が対応を協議する義務

## 第 8 サービス対価の支払い条件

### 1 サービス対価の支払

市は、事業契約に定めるところにより、事業期間終了までの間、PFI 事業者に対し、PFI 事業のサービス対価として設計・建設の対価、維持管理・運営の対価及び修繕の対価を支払う。

詳細は、事業契約書（案）別紙 8 サービス購入料の金額と支払スケジュール及び支払手続を参照すること。

### 2 サービス対価の改定等

事業契約書（案）別紙 10 サービス購入料の改定に示す方法に従って改定を行う。

## 第 9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制度上及び税制上の措置に関する事項

PFI 事業者が PFI 事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の

措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

## 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が PFI 事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努める。

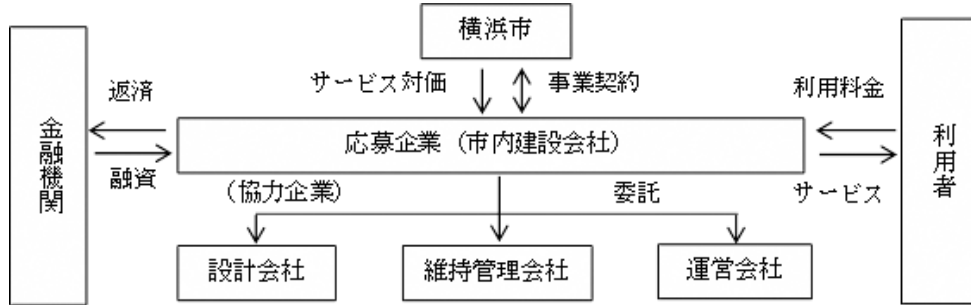
## 3 その他の支援に関する事項

市は、PFI 事業者が PFI 事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

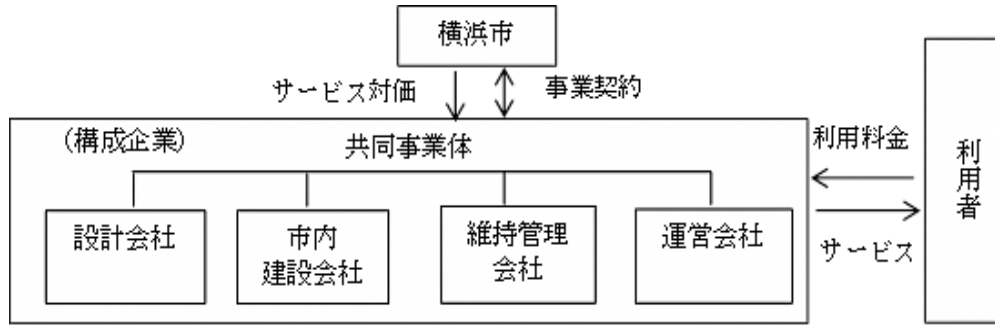
別紙1 事業スキームの参考イメージ

本事業で想定される事業スキームの参考イメージを以下のとおり示すが、これに限定されるものではない。但し、いずれの場合も市内建設会社を一社以上含めること。

【応募企業の場合の事業スキームのイメージ】



【応募グループの場合の事業スキームのイメージ】



【応募者がSPCを組成する場合の事業スキームのイメージ】

